

改正

昭和49年 6 月25日 条例第24号
昭和51年 3 月30日 条例第10号
昭和56年 3 月26日 条例第16号
昭和57年 3 月25日 条例第 7 号
昭和59年 3 月31日 条例第 5 号
昭和60年 4 月 1 日 条例第16号
平成 9 年 3 月31日 条例第34号
平成20年 3 月21日 条例第 5 号
平成21年 3 月25日 条例第 8 号
平成22年 3 月25日 条例第10号
平成22年10月 4 日 条例第26号
平成25年 3 月27日 条例第 7 号
平成29年12月20日 条例第34号

焼津市立青峯プール条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、焼津市立青峯プールの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の健康と体位の向上を図ることを目的として、焼津市立青峯プール（以下「プール」という。）を焼津市小川3812番地の10に設置する。

(指定管理者による管理)

第 2 条の 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、プールの管理を市が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 2 条の 3 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(開設期間等)

第 3 条 プールの開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、8 月13日は、休場日とする。

開設期間	使用時間	
6 月の最終土曜日から 9 月の第 1 日曜日まで	7 月20日から 8 月31日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
	上記以外の期間	午後 2 時から午後 5 時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで

2 指定管理者は、市長の承認を得て、前項の開設期間及び使用時間を変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(使用の許可)

第 4 条 プールを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可することができない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プールをき損するおそれがあると認められるとき。

- (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理上その使用を不適當と認められるとき。

(利用料金)

第6条 プールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用許可を受けたときに納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減免することができる。

(1) 市内の小学校又は中学校の学校行事として使用するとき 市長が定めた額を減額又は免除

(2) 規則で定める障害者が使用するとき 免除

(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長が定めた額を減額又は免除

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めによらない理由でプールの使用ができなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用上の注意)

第9条 使用者は、プールの設備及び備品をき損、汚損又は亡失をすることのないよう十分な注意をもつて使用しなければならない。

(使用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は使用許可を取り消し、若しくは退去させることができる。

(1) 使用目的以外に使用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(3) 第5条各号に該当する理由が発生したとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、プールを使用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(造作等の制限)

第12条 使用者は、プールを使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、前条の許可を受けたときは、使用終了後直ちに原状に回復させなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、プールの設備及び備品をき損、汚損又は亡失したときは、速やかに指定管理者に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等の場合における措置)

第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が管理を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、使用者から、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項に規定する場合その他市長が臨時に管理を行う場合においては、この条例中指定管理者に関する規定は、公の施設の管理及び使用料の徴収に関し地方自治法その他の法令の定めるところに従い、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 焼津市立社会体育施設の管理に関する条例（昭和37年焼津市条例第20号）は、廃止する。

附 則（昭和49年6月25日条例第24号）

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（昭和49年8月教委規則第3号で、同49年8月22日から施行）

附 則（昭和51年3月30日条例第10号）

(施行期日)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に受理したプールの使用申請に係る使用料の額は、この条例による改正後の焼津市プール条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月25日条例第7号）

(施行期日)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に受理したプールの使用申請に係る使用料の額は、この条例による改正後の焼津市プール条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月20日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月21日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月4日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者による管理の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の焼津市立青峯プール条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年3月27日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(焼津市立青峯プール条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に前項の規定による改正前の焼津市立青峯プール条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の焼津市立青峯プール条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成29年12月20日条例第34号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	利用料金	
大人（16歳以上）	1 人 1 回につき 2 時間まで	300円
子供（ 3 歳以上16歳未満）	1 人 1 回につき 2 時間まで	150円
子供（ 3 歳未満）		無料

備考 使用時間が 2 時間を超過したときは、超過した時間30分（30分に満たない時間は、30分とみなす。）につき50円を加算する。